

2020年5月31日（日）までの休校延長について

2020年5月5日
京都薬科大学長 後藤直正

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、全国を対象に発令されていた「緊急事態宣言」の延長が決定されました。

これを受けまして、本学においても学生の皆さんの安全を第一に考え、感染拡大防止のため、5月10日（日）までとしていた休校期間を5月31日（日）まで延長いたします。

なお、休校期間中は、下記のとおりとなりますが、政府は5月14日に専門家会議を開き緊急事態宣言の解除可否を検討する方針を示しています。緊急事態宣言が早期に解除になった場合は、休校期間を変更することがありますことをご了承ください。

学生の皆さんにおかれましては、引き続き、不要不急の外出を避け、感染拡大防止に努めてください。

1. 学部生の大学への立ち入りは禁止、大学院生の入構は制限します
2. 講義室、図書館、自習室、グラウンド、PC演習室等は閉鎖
3. 授業の実施について

原則、全ての講義科目を収録講義の配信（オンデマンド型）により実施します。講義科目以外の前期授業科目の実施については、方針を決定し次第、追って連絡いたします。

以上